



鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)

号外第49号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(23)	
	(福祉保健課).....	2
	鳥取県保健所条例の一部を改正する条例(24)(＃).....	8
	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例(25)(障害福祉課).....	9
	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例(26)(子ども家庭課).....	10
	鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例(27)(健康対策課).....	10

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮、鳥取県立障害者福祉センターつばさ園、鳥取県立障害者福祉センターあさひ園、鳥取県立西部やまと園、鳥取県立羽合ひかり園、鳥取県立白兔はまなす園、鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑、鳥取県立皆生みどり苑及び鳥取県立境港通勤寮を廃止することとした。(第2条関係)
- 2 鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の使用料について、当該施設の管理に関する事務の委託を受けた者にその収入として収受させることとした。(新第6条関係)
- 3 鳥取県立皆生小児療育センターの名称を鳥取県立総合療育センターに改めることとした。(第2条、第5条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県鳥取保健所郡家支所を廃止することとした。(旧第3条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

- 1 年金管理者が一定の要件に該当する場合には、知事が当該年金管理者の指定を解除することができることとした。(第9条関係)
- 2 知事が年金管理者を変更し、又はその指定を解除することができる場合に、次に掲げる場合を加えることとした。(第9条関係)
 - (1) 年金管理者が加入者又は知事に退任の申出をした場合で、加入者が当該年金管理者を変更しないとき等

(2) 年金管理者に管理させることが適当でないとし事が認める場合

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

- 1 小学校就学の始期に達するまでの間にある者のうち、病院等に入院している者に係る特別医療費助成の対象外となる年齢を5歳以上(現行 4歳以上)に引き上げることとした。(別表関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

- 1 結核診査協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関する次の事項について定めることとした。(新第3条～新第5条関係)
 - (1) 協議会の委員の定数
 - (2) 協議会の委員の任期
 - (3) 協議会の委員長の選任方法、職務等
- 2 協議会を開催することができる場合の委員の出席に係る要件を、半数以上(現行 3名以上)とすることとした。(新第7条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

条 例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第23号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下本則において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下本則において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下本則において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下本則において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条項を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改

正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。			(設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。		
種 別	名 称	位 置	種 別	名 称	位 置
略			略		
肢体不自由 児施設	鳥取県立総合療育センター	米子市	肢体不自由 児施設	鳥取県立皆生小児療育センター	米子市
	略			略	
	鳥取県立中部療育園	倉吉市		鳥取県立中部療育園	倉吉市
知的障害者 更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市	知的障害者 更生施設	鳥取県立障害者福祉センター 厚和寮	鳥取市
	鳥取県立鹿野第二かちみ園			鳥取県立障害者福祉センター 友愛寮	鳥取市
知的障害者 授産施設	略	鳥取市	知的障害者 授産施設	鳥取県立障害者福祉センター つばさ園	鳥取市
				鳥取県立障害者福祉センター あさひ園	
知的障害者 授産施設	略	鳥取市	知的障害者 授産施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市
				鳥取県立鹿野第二かちみ園	
知的障害者 授産施設	略	鳥取市	知的障害者 授産施設	鳥取県立西部やまと園	西伯郡 南部町
				鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡 湯梨浜 町
知的障害者 授産施設	略	鳥取市	知的障害者 授産施設	鳥取県立白兔はまなす園	鳥取市
養護老人ホ ーム	略		養護老人ホ ーム	略	
	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市		鳥取県立皆生尚寿苑	米子市
特別養護老 人ホーム	略		特別養護老 人ホーム	略	
	鳥取県立三津白寿苑	鳥取市		鳥取県立三津白寿苑	鳥取市
特別養護老 人ホーム	略		特別養護老 人ホーム	略	
	鳥取県立巖城はごろも苑	倉吉市		鳥取県立巖城はごろも苑	倉吉市
特別養護老 人ホーム	略		特別養護老 人ホーム	略	
	鳥取県立皆生みどり苑	米子市		鳥取県立皆生みどり苑	米子市
軽費老人ホ ーム	略		軽費老人ホ ーム	略	
	鳥取県立福原荘	米子市		鳥取県立福原荘	米子市
軽費老人ホ ーム	略		軽費老人ホ ーム	略	
	鳥取県立福原荘	米子市		鳥取県立福原荘	米子市
知的障害者 通勤寮	鳥取県立境港通勤寮	境港市	知的障害者 通勤寮	鳥取県立境港通勤寮	境港市

(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)
第5条 児童短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)
第5条 児童短期入所に係る鳥取県立皆生小児療育センターの利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

- 2 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養及び同法第85条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより算定した療養の給付に要する費用の額及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。
- 3 鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

（知的障害者更生施設における使用料の徴収）

- 第6条** 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第4項に規定する知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

- 2 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養及び同法第85条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る鳥取県立皆生小児療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより算定した療養の給付に要する費用の額及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。
- 3 鳥取県立皆生小児療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設における使用料の徴収）

- 第6条** 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮並びに鳥取県立障害者福祉センターつばさ園及び鳥取県立障害者福祉センターあさひ園の利用については、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。
- 2 身体障害者福祉法第5条第2項に規定する身体障害者施設支援に係る鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮並びに鳥取県立障害者福祉センターつばさ園及び鳥取県立障害者福祉センターあさひ園の利用については、同法第17条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第3項の措置による利用については、この限りでない。

（知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設における使用料の徴収）

- 第7条** 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第4項に規定する知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園、鳥取県立西部やまと園及び鳥取県立羽合ひかり園並びに鳥取県立白兔はまなす園の利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第

2 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3 前2項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)
第7条 略

15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園、鳥取県立西部やまと園及び鳥取県立羽合ひかり園並びに鳥取県立白兔はまなす園の利用については、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(特別養護老人ホームにおける使用料の徴収)

第8条 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第13項に規定する短期入所生活介護に係る鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑及び鳥取県立皆生みどり苑の利用については、同法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては同条第4項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額の、同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者にあつては同条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第3号の措置による利用については、この限りでない。

2 介護保険法第7条第21項に規定する介護福祉施設サービスに係る鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑及び鳥取県立皆生みどり苑の利用については、同法第48条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第4項の規定の適用を受ける者にあつては、平成17年3月31日までの間に限り、同項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額)の合計額の使用料を徴収する。ただし、老人福祉法第11条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)
第9条 略

(知的障害者通勤寮における使用料の徴収)

第10条 鳥取県立境港通勤寮の利用については、知的障害者福祉法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が

(使用料及び手数料の減免)

第8条 略

(管理の委託)

第9条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。

種 別	名 称	委託先	委託事務
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する事務
	鳥取県立鹿野第二かちみ園		

定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(使用料及び手数料の減免)

第11条 略

(管理の委託)

第12条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。

種 別	名 称	委託先	委託事務
身体障害者更生施設	鳥取県立障害者福祉センター厚和寮	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに入所者又は通所者の更生に必要な治療及び訓練に関する事務
身体障害者療護施設	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに入所者の治療及び養護に関する事務
身体障害者授産施設	鳥取県立障害者福祉センターつばさ園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者又は通所者に対する必要な訓練その他入所者又は通所者の自活に関する事務
	鳥取県立障害者福祉センターあさひ園		
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する事務
	鳥取県立鹿野第二かちみ園		
	鳥取県立西部やまと園		
	鳥取県立羽合ひかり園		
知的障害者授産施設	鳥取県立白兔はまなす園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者又は通所者の自活に必要な訓練その他入所者又は通所者の自活

養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	社会福祉法人米子福祉会	施設設備の保全及び入所者に対する給食その他日常生活上必要な便宜の供与に関する事務

(規則への委任)

第10条 略

別表第3(第7条関係)

略

養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
特別養護老人ホーム	鳥取県立三津白寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
	鳥取県立巖城はごろも苑		
	鳥取県立皆生みどり苑		
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	社会福祉法人米子福祉会	施設設備の保全及び入所者に対する給食その他日常生活上必要な便宜の供与に関する事務
知的障害者通勤寮	鳥取県立境港通勤寮	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び利用者の自活に関する事務

(規則への委任)

第13条 略

別表第3(第9条関係)

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(使用料の徴収に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前の鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮、鳥取県立障害者福祉センターつばさ園、鳥取県立障害者福祉センターあさひ園、鳥取県立西部やまと園、鳥取県立羽合ひかり園、鳥取県立白兔はまなす園、鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑、鳥取県立皆生みどり苑又は鳥取県立境港通勤寮の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(夜間看護手当) 第24条 夜間看護手当は、 <u>総合療育センター</u> に勤務する看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれらに準	(夜間看護手当) 第24条 夜間看護手当は、 <u>皆生小児療育センター</u> に勤務する看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれら

ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2及び3 略

に準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2及び3 略

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第24号

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前						
<p>（使用料等の徴収） 第3条 略</p> <p>（使用料等の減免） 第4条 略</p>	<p>（支所） 第3条 <u>地域保健法第12条の規定に基づき、鳥取県鳥取保健所に郡家支所を設置する。</u></p> <p>2 <u>郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取保健所郡家支所</td> <td>八頭郡八頭町</td> <td>八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>（使用料等の徴収） 第4条 略</p> <p>（使用料等の減免） 第5条 略</p>	名 称	位 置	所管区域	鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡八頭町	八頭郡
名 称	位 置	所管区域					
鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡八頭町	八頭郡					

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第25号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（年金管理者）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>3 略</p> <p>4 知事は、年金管理者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、前条の規定により年金の支給を受ける者（以下「年金受給権者」という。）及び市町村長の意見を聴き、<u>年金管理者を変更し、又はその指定を解除することができる。</u></p> <p>（1）年金管理者が次の<u>いずれかに</u>該当する場合で加入者が当該年金管理者を変更しないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 第2項各号の<u>いずれかに</u>該当する者となったとき。</p> <p>エ <u>加入者又は知事に退任の申出をしたとき。</u></p> <p>（2）略</p> <p>（3）<u>年金管理者に管理させることが適当でない</u>と認めるとき。</p> <p>5 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、年金受給権者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、年金受給権者及び市町村長の意見を聴き、年金管理者を指定することができる。</p>	<p>（年金管理者）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>3 略</p> <p>4 知事は、年金管理者が次の各号の<u>一に</u>該当する場合は、前条の規定により年金の支給を受ける者（以下「年金受給権者」という。）及び市町村長の意見を聞き、<u>年金管理者を変更することができる。</u></p> <p>（1）年金管理者が次の<u>いずれかに</u>該当する場合で加入者が当該年金管理者を変更しないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 第2項各号の<u>一に</u>該当する者となったとき。</p> <p>（2）略</p> <p>5 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、年金受給権者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、年金受給権者及び市町村長の意見を聞き、年金管理者を指定することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第26号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） （1）～（5）略 （6）小学校就学の始期に達するまでの間にある者 （5歳以上の者にあつては、病院等に入院している者に限る。）	別表（第2条、第3条関係） （1）～（5）略 （6）小学校就学の始期に達するまでの間にある者 （4歳以上の者にあつては、病院等に入院している者に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第27号

鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県結核診査協議会条例（昭和26年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(通則) 第1条 結核診査協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項は、結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この条例による。</p> <p>(名称) 第2条 略</p> <p>(組織) 第3条 <u>協議会は、委員3人で組織する。</u></p> <p>(任期) 第4条 <u>委員の任期は、2年とする。</u> 2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>(委員長) 第5条 <u>協議会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u> 2 <u>委員長は、会務を総理する。</u> 3 <u>委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</u></p> <p>(招集) 第6条 略</p> <p>(会議) 第7条 略 2 <u>協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u> 3 <u>協議会は、毎月2回開催する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</u> 第8条 略</p>	<p>(通則) 第1条 結核診査協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項は、結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）<u>及び結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）</u>に定めるもののほか、この条例による。</p> <p>(協議会の名称) 第2条 略</p> <p>(協議会の開催) 第3条 <u>協議会は、毎月2回開催する。但し、特別の事由があるときはこの限りでない。</u> 2 <u>協議会は、委員3名以上の出席がなければ開くことができない。</u></p> <p>(協議会の招集) 第4条 略</p> <p>(協議会の議事) 第5条 略</p> <p>第6条 略</p>

(関係者の意見)

第9条 略

(運営の細則)

第10条 略

(関係者の意見)

第7条 略

(運営の細則)

第8条 略

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。